

定期積金

平成 24 年 9 月 3 日現在

1. 商 品 名 (愛 称)	定 期 積 金 (スーパー積金)
2. 販売対象	・ 法人、個人
3. 期 間	・ 1 年、2 年、3 年、4 年、5 年
4. 払 込 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	・ 定期または数回にわたり掛金の払込みができます ・ 1,000 円以上 ・ 1 円単位
5. 払戻方法	・ 満期日以後に一括して給付契約金を支払います
6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 給付補てん金の支払い方法 (3) 計算方法	・ 固定金利 ・ 契約時に証書に表示する約定年利回りを満期日まで適用します ・ 給付補てん金は満期日以後に一括して支払います ・ 給付補てん金は付利単位を 100 円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算
7. 税 金	・ 個人の給付補てん金には 20% (国税 15%、地方税 5%) の税金がかかります (なお、マル優は利用できません) ・ 平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) の税金がかかります ・ 法人は総合課税となります
8. 手 数 料	—————
9. 付加できる 特約事項	・ 普通預金等からの自動振替による受入ができます
10. 中途解約時の 取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、次の①、②の期限前解約利率 (小数点第 3 位以下切捨て) により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います ① 初回払込日から解約日までの期間が 1 年未満の場合 解約日における普通預金利率 ② 初回払込日から解約日までの期間が 1 年以上の場合 約定年利回り×60% (ただし、解約日における普通預金利率を下限とする)
11. 金利情報の入手 方法	・ 金利 (年利回り) は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は当金庫営業日に、営業店または総務部お客様相談室 (9 時～17 時 電話：0478-54-2144) にお申し出ください (土曜日、日曜日、祝日は休業となります)。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会 (電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会 (電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会 (電話：03-3581-2249) の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部お客様相談室または全国しんきん相談所 (9 時～17 時、電話：03-3517-5825) にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会 (東京三弁護士会) に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法 (現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法 (移管調停) もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。

13. その他参考となる事項	・ 払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、また約定年利回り（1 年を 365 日とする日割計算）の割合による遅延利息をいただきます ・ 満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します
14. 預金保険について	・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1, 0 0 0 万円までとその給付補てん金が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1, 0 0 0 万円までとその利息が保護されます）